

社会福祉法人朔日 役員等報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人朔日（以下「法人」という。）の定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事および監事）、評議員および評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 非常勤役員、評議員および評議員選任・解任委員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する当月報酬は、翌月15日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程に準じた日とする。

2 非常勤役員、評議員および評議員選任・解任委員に対する報酬は、会議出席などの業務の都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、実費相当額支給する。また、日当については、報酬等と同等の扱いとし支給する。

3 役員等には、理事会、評議員会、監事監査等会議および評議員選任・解任委員会等への出席については、交通費は支給しない。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

この規則は、令和6年1月1日より一部改訂し施行する。

別表第1 常勤役員報酬月額

役職名	報酬月額
理事長	600,000 円

別表第2 非常勤役員・評議員・評議員選任解任委員の報酬

(1) 理事

適用	日額
理事会等会議への出席	6,600円
上記の他、法人業務のための出勤	同上

(2) 監事

適用	日額
理事会、評議員会、監事監査等会議への出席	6,600円
上記の他、法人業務のための出勤	同上

(3) 評議員

適用	日額
評議員会等会議への出席	6,600円
上記の他、法人業務のための出勤	同上

(4) 評議員選任・解任委員

適用	日額
評議員選任・解任委員会等への出席	6,600円
上記の他、法人業務のための出勤	同上

※会議等への出席時間または出勤時間が4時間を超過する場合は、上記の日額の倍額を支給する。